

令和5年10月1日に酒類の手持品課税（戻税）が実施されます

令和5年8月
国 税 庁

～ 酒類の販売業者及び酒場・料飲店等を経営するみなさまへ ～

YouTube「国税庁動画チャンネル」で手持品課税（戻税）の説明動画を公開しております。

<https://www.youtube.com/user/ntachannel>（右のQRコードからもアクセスできます。）

令和5年10月1日に酒税率が改正（酒税率の引上げ・引下げ）されます。流通段階にある酒税率が改正される酒類の在庫に対して、新旧税率の差額を調整する措置として手持品課税（戻税）が実施されます。



全ての酒類の販売業者等の方（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）は、令和5年10月1日時点において貯蔵場所で所持する対象酒類の在庫数量を確認する必要がありますので、ご注意ください。

1 対象となる方※詳しくは裏面フローチャートによりご確認ください。

① 令和5年10月1日に、税率改正により酒税額が引き上げられることとなる酒類を販売のために所持する酒類の販売業者等の方で、その所持する引上対象酒類の数量（複数の場所で所持する場合には、その合計数量）が1,800ℓ以上である方（1,800ℓ未満の方で②に該当しない場合は申告する必要はありません。）

② ①に該当しない方で、新旧税率の差額を計算した結果、引下げ額が多く、その差額の還付を受けようとする方

※ 令和5年10月31日（火）までに、貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に対して、手持品課税等の適用を受ける旨の届出が必要です

※ 届出をした場合、引上対象酒類を所持する全ての貯蔵場所について申告が必要となります

2 対象酒類と1リットル又は1本当たりの酒税の引上げ・引下げ額

引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	1ℓ当たり 約26円	缶1本（350ml）当たり 約9.19円の引上げ	
	果実酒※	1ℓ当たり 10円	ボトル1本（750ml）当たり 7.5円の引上げ	
引下対象酒類	ビール	1ℓ当たり 19円	缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率50%以上）	1ℓ当たり 19円	缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ	
	発泡酒 （麦芽比率25%以上50%未満）	1ℓ当たり 約12円	缶1本（350ml）当たり 約4.24円の引下げ	
	発泡性酒類 （発泡性③のうち品目が甘味果実酒に該当しないもの）	1ℓ当たり 19円	缶1本（350ml）当たり 6.65円の引下げ	
	発泡性酒類 （発泡性③のうち品目が甘味果実酒に該当するもの）	1ℓ当たり 120円	ビン1本（750ml）当たり 90円の引下げ	
	清酒※	1ℓ当たり 10円	ビン1本（1,800ml）当たり 18円の引下げ	
	その他の醸造酒※	1ℓ当たり 20円	ビン1本（1,800ml）当たり 36円の引下げ	

3 申告期限・納期限

（注）※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものを除きます。

上記1の①又は②に該当し、手持品課税（戻税）の対象となる方は、確認いただいた令和5年10月1日（午前0時）時点の対象酒類の在庫数量を基に、引上対象酒類を所持する貯蔵場所ごとに新旧税率の差額を計算していただき、それぞれの貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に、令和5年10月31日（火）までに「手持品課税等対象酒類の酒税納税申告書兼酒税の手持品課税等の適用を受ける旨の届出書」（計算の結果、差額の還付を受けようとする方も含みます。）を提出していただく必要があります。なお、差額の納付が必要となる方は、令和6年4月1日（月）までに納付が必要となります。

令和5年10月に実施される酒類の 手持品課税（戻税）に関するフローチャート

令和5年10月1日に、引上対象酒類（いわゆる新ジャンル及び果実酒）を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者等（酒場・料飲店等を経営されている方も含みます）である

はい

いいえ

その所持する引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上である
※複数の場所で酒類を所持している場合は、令和5年10月1日午前0時現在における全ての貯蔵場所に係る所持数量の合計数量で判断

はい

いいえ

対象酒類のうち、引下対象酒類（ビール、発泡酒、清酒、発泡性③、その他の醸造酒）のみを所持する貯蔵場所がある
※所持する引上対象酒類の数量が1,800ℓ以上であっても、引下対象酒類については申告義務がないことから、引下対象酒類のみを所持している貯蔵場所について還付申告を行うためには、その所轄税務署に申告及び届出を行う必要がある

ない

ある

引下対象酒類（ビール、発泡酒、清酒、発泡性③、その他の醸造酒）を所持する貯蔵場所があり、還付又は差額を計算した結果、引下げ額が多くその差額の還付を受けようとする方

はい

いいえ

納付すべき税額または還付を受ける金額がある場合には、令和5年10月31日（火）までに所轄税務署に手持品課税等の申告が必要です

また、令和6年4月1日（月）までに納付が必要となります

令和5年10月31日（火）までに、貯蔵場所ごとの所轄税務署に手持品課税等の適用を受ける旨の申告及び届出が必要となります

ただしこの場合、左記の申告期限までに引上対象酒類を所持する全ての場所についても申告が必要となります

税務署への手持品課税等の申告は不要です